

とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金交付要領

制定 平成29年4月3日経流第7号
最終改正 令和6(2024)年4月1日経流第5号

(趣旨)

第1条 県の交付するとちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率	交付の相手方
とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金	農業団体等の自主的かつ積極的な農産物輸出の取組を支援し、県産農産物の輸出拡大を図る。	とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施要領（平成29年4月3日付け経流第7号。以下「実施要領」という。）に基づき実施する以下の事業に要する経費		
		1 品目団体への参画	定額	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会
		2 ブランド保護対策の実施	定額	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会
		3 産地における輸出促進の取組 (1) マーケットイン型の輸出の取組 (2) 産地の輸出課題を解決するための取組 (3) いちご・なし等の輸入規制対応のための取組 (4) シンガポール向け牛肉のブランド力強化のための取組	当該事業に係る経費の1/2以内	農業団体等

(注) 農業団体等とは、農業協同組合連合会、栃木県養殖漁業協同組合、農業協同組合、農地所有適格法人、県産農水産物の輸出に取り組む法人及び農業者(養殖漁業者(栃木県内に住所を有する個人若しくは本店を持つ法人)を含む)の組織する団体をいう。農業者の組織する団体とは、原則、農業者を含む3名以上で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものをいう。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出先	提出期限
とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金	とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	事業計画書	別記様式第1号	1	第2条の表中1又は2の事業を実施する事業実施主体にあつては知事、3の事業を実施する事業実施主体にあつては農業振興事務所長(ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあつては知事)	知事又は農業振興事務所長が別に定める日

2 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に乘じて得た金額をいう。)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事又は農業振興事務所長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事又は農業振興事務所長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事又は農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業費の30%を超える増又は県補助金の増
- (4) 事業費又は県補助金の30%を超える減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事又は農業振興事務所長の承認を受けようとする場合に

は、変更承認申請書（別記様式第2号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を知事又は農業振興事務所長に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出先	提出期限
とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金	とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	事業実施状況報告書	別記様式第3号	1	第2条の表中1又は2の事業を実施する事業実施主体にあつては知事、3の事業を実施する事業実施主体にあつては農業振興事務所長（ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあつては知事）	知事又は農業振興事務所長が別に定める日

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

なお、実績報告書の提出を受けた農業振興事務所長は、その写しを農政部長あて1部提出するものとする。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出先	提出期限
とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金	とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	事業実績書	別記様式第1号	1	第2条の表中1又は2の事業を実施する事業実施主体にあつては知事、3の事業を実施する事業実施主体にあつては農業振興事務所長（ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあつては知事）	補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日

- 2 前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。
- 3 規則第13条の規定による実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を速やかに報告するとともに、その指示により返還しなければならない。

(帳簿及び証拠書類の保管)

第9条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の完了の日の属する会計年度の翌年から5か年間保管しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第18条又は第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

なお、実績報告書の提出を受けた農業振興事務所長は、その写しを農政部長あて1部提出するものとする。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出先	提出期限
とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金	とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	額の確定(交付決定)通知書の写し	1	第2条の表中1又は2の事業を実施する事業実施主体にあつては知事、3の事業を実施する事業実施主体にあつては農業振興事務所長(ただし、県全域を事業区域とする事業主体にあつては知事)	知事又は農業振興事務所長が別に定める日

附 則

- 1 この要領は、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成32年度限りその効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和2(2020)年度分の補助金から適用する。
- 2 第2条の表の1、2及び3(1)は令和2(2020)年度限り、その効力を失う。
- 3 第2条の表の3(2)及び(3)は令和4(2022)年度限り、その効力を失う。

附 則(令和3(2021)年4月1日 経流第15号)

- 1 この要領は、令和3(2021)年度分の補助金から適用する。
- 2 第2条の表の1及び2は令和3(2021)年度限り、その効力を失う。
- 3 第2条の表の3(1)は令和5(2023)年度限り、その効力を失う。

附 則(令和4(2022)年3月23日経流第527号)

- 1 この要領は、令和4(2022)年4月1日から適用する。

- 2 第2の1、2、3（3）及び（4）は令和4（2022）年度限り、その効力を失う。
- 3 第2の3（1）、（2）及び（5）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和5（2023）年4月1日経流第59号）

- 1 この要領は、令和5（2023）年4月1日から適用する。
- 2 第2条の表の1、2、3（3）及び（4）は令和7（2025）年度限り、その効力を失う。
- 3 第2条の表の3（1）（2）及び（5）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和6（2024）年4月1日経流第5号）

- 1 この要領は、令和6（2024）年4月1日から適用する。
- 2 第2条の表の1、2、3（3）は令和7（2025）年度限り、その効力を失う。
- 3 第2条の表の3（1）、（2）は令和8（2026）年度限り、その効力を失う。
- 4 第2条の表の3（4）は令和6（2024）年度限り、その効力を失う。